

高齢者と家族

そして地域のつながり

高齢者をとりまく環境は、悪質商法や虐待そして介護の問題など、不安や危険が存在しています。
高齢者やその家族、誰もが「ひとり」を感じないよう、地域での温かい声掛けが大切です。



定期的介護予防の体操に集まり仲間と談笑する「はなみずき会」の皆さんは、心も体もリラックス

5世帯に1世帯は高齢者世帯です

島田市の高齢者（65歳以上の）の人口は、2万6256人、高齢者世帯は全世帯の5世帯に1世帯です。中でも高齢者のひとり暮らしは、高齢者世帯の約半分になります（平成24年4月1日現在）。

高齢者のひとり暮らしは、病気で倒れたり、転んで怪我をして動けなくなったりした際に、周囲が気付かないため、対応が遅れる心配があります。また、認知症で徘徊して家に帰れなかったり、悪質商法の被害に遭ったりするケースも増加しています。

高齢者のみの世帯では、老老介護の問題も起きています。

不安や問題を抱える高齢者が、安心して暮らしていけるよう、地域で協力して高齢者の「SOS」に耳を傾けましょう。

地域高齢者 見守りネットワーク事業

高齢者の日頃の見守り体制は、民生委員・児童委員協議会や自治会、老人クラブなどの地区組織や医療機関、介護保険事業所などの皆さんによって行われています。

市では、これらの見守り体制に加え、新聞販売店や郵便事業者、宅配事業者などの民間事業所の協力を得て、それぞれの日頃の業務の中で、高齢者の異変を早期に見

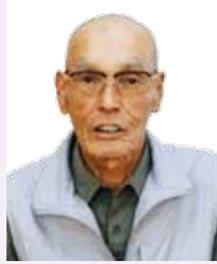
必要な支援が図られるように「高齢者あんしんセンター」や市に連絡していただく体制を作りました。また協力事業所は、この事業のイメージマークを社用車に貼り、事業の啓発も行っていきます。



イメージマークを貼った社用車

10月18日(木)に、今年度の「第1回島田市地域高齢者見守りネットワーク連絡会」が開催され、協力事業所や関係団体、福祉事業所や行政機関の代表など約60人が出席しました。当日は、新規に協力事業所となった宅配業者の3支店に協力事業所証を交付。事業所数は10団体となり、見守りのネットワークがさらに広がりました。また「見守りネットワークの必要性」と題した学校法人染葉学園東海福祉専門学校の山本伸晴校長の講演では、地域での見守りの必要性と取り組みなどを学びました。高齢者もその家族も、誰もが安心して暮らせるまちになるよう、普段の生活の中で「あいさつ」などの気軽な声掛けをしてみてください。その一言が、大きな安心となります。

妻の認知症に気が付いてくれた人に感謝と安心



家族の集い～つながり～
代表
河村清次さん（岸町）

私は、数年前、50年余り連れ添った妻を亡くしました。今でも楽しかったこと、悲しかったことなどいろいろ思い出されます。
妻は、亡くなる10年ほど前から少しずつ認知症が進んでいたと思います。最初は、市の保健師さんに相談しました。いろいろな制度なども教えてもらい、介護保険を利用するようになりました。いつだったか、妻は、散歩に行き2時間経っても家に帰ってこない事がありました。その時は、藤枝市の女性が御飯屋町の踏切の上で転んだ妻を、ちょうど見ていて、踏切から連れ出し、妻に優しく話しかけてくれたようです。その女性も認知症の家族を介護していたため、妻の様子を見ていて妻が認知症であることが、すぐにわかったようで、一緒に交番に来たことでした。
私が、交番に妻を迎えに行くと、妻は泣いていました。それを見て、本当に妻がかわいそうに思いました。それと同時に、家族としては、妻のことを認知症だと気づいて助けてくれる人がいるんだと安心しました。

ひとりじゃない安心感

入所される人の思いと 家族の思いを受け止める



特別養護老人ホーム
本山山荘 介護職員
紅林加奈子さん

私は、牛尾にある特別養護老人ホーム 本山荘で介護職員として働いています。この施設は、入所者50人、ショートステイ20人、デイサービス1日30人を定員としています。
入所されている人は、もちろん、そのご家族も寂しい思いをされていることがしばしばあります。私たちが、第一に考えていることは、入所されている人に、いかに、この場所で安らいで暮らしていただけるかということです。そして、ご家族にも入所されている人を私たちと共に支え合っているのだという気持ちを強く持つていただきたいと考えています。そのために、施設では、ご家族との面会、文書のやりとり、施設の行事や広報誌などで機会を捉えては、入所されている人の様子や施設内の出来事などをお知らせして、お互いの心を通わせることができるように努めています。
これからも、皆さんの思いを受け止めて、入所されている人たちの笑顔があふれるように、職員全員でお世話をさせていただきます。

家族の集い ～つながり～

▶市内の認知症の人を介護する家族の、交流・情報交換の場です。「今日は出席できて良かった」「この頃はデイサービスに行くので介護も少しのんびりできる」など、皆さん同じような状況を経験しているので、気軽にお話ができます。

自分が今、悩んでいることなどを話してみたいかがですか。少し気持ちが軽くなるかもしれません。

とき/毎月第2月曜日(祝日の場合は第3月曜日)午後1時30分～3時
ところ/保健福祉センターはなみずきふれあいセンター室

◎連絡先
高齢者あんしんセンター中央
☎ 34-3240

高齢者虐待防止 ネットワーク

▶虐待の発見者に市町村への通報義務があることは、高齢者虐待防止法で定められています。虐待の発見や未然防止には、近隣住民や地域の関係者の皆さんの見守りが非常に重要です。

市では、医師・高齢者福祉事業者・民生委員・児童委員・人権擁護委員・学識経験者・行政機関・警察の代表が、高齢者への虐待防止や適切な支援がされるよう、連携して対応しています。皆さんのご協力をお願いします。

◎虐待に気づいたときは…
「虐待では」とか「介護者が大変そう」などと感じたら、長寿介護課またはお近くの高齢者あんしんセンターまでご連絡ください。

◎連絡先
長寿介護課 ☎ 34-3240
高齢者あんしんセンター
第一・北地区 ☎ 33-0882
中央 ☎ 34-3240
六合地区 ☎ 32-9699
初倉地区 ☎ 30-0617
金谷地区 ☎ 45-5610
川根地区 ☎ 58-0321